

古物営業者の皆様へ

古物営業法の一部を改正する法律が施行されます

古物営業法の一部を改正する法律が平成30年4月25日に公布され、改正された法律の一部が、

- 平成30年10月24日（6月施行）

その他は、

- 公布の日から起算して2年を超えない範囲（平成32年4月24日まで）内において政令で定める日（2年施行）

に施行されます。



6月施行関係の概要

営業制限の見直し

事前（3日前まで）に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗においても古物を受け取ることができます。

	営業所	伴所等	その他
現行	○	○	×
改正案	○	○	(仮設店舗において) ○

＋ 「露店」の「仮設店舗」への改称

「露店」が「仮設店舗」に改称され、警察職員の仮設店舗への立入権限が明記されました。

簡易取消しの新設

古物商等の所在を確知できないなどの場合に、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には、許可を取り消すことができます。

欠格事由の追加

従来の欠格事由に、暴力団員やその関係者、窃盗罪で罰金刑を受けた者が追加されました。

重要

古物商等を継続するには、届出が必要です



既に許可を受けている古物商等は、改正法の施行後も継続して営業を行う場合は、**施行前に**、その「主たる営業所等その他の営業所等」を主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出する必要があります。

- 届出を行わなければ、許可は失効します。
- 届出期間・・・6月施行日（平成30年10月24日）から2年施行日前日までの間
- 届出窓口・・・主たる営業所等を管轄する警察署
 - ・ 複数の都道府県で許可を受けている場合は、主たる営業所等を管轄する都道府県公安委員会に届出を行うこととなります。
 - ・ 一つの都道府県にのみ許可を受けている、又は営業所等を一つしか持たない場合も届出が必要です。

2年施行関係の概要

許可単位の見直し

主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受ければ、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出で足りることとなります。

・ 経路規定の整備

届出手続における利便性向上のため、古物商等は営業所等の所在地の公安委員会を経由して主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会に届出を行うことができます。

許可証の措置

- ・ 一つの公安委員会のみに許可を受けている方は、**重要**に記載の届出を行えば、改正前の許可証が改正後の許可証とみなされます。
- ・ 複数の公安委員会で許可を受けている方は、2年施行日から1年を経過する日までの間に、全ての旧許可証を添付して、主たる営業所等を管轄する公安委員会に新法許可に係る許可証の交付申請を行ってください。